

広島県告示第三百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、令和五年広島県告示第六百号で認可した竹原都市計画下水道事業竹原公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

竹原市

二 都市計画事業の種類及び名称

竹原都市計画下水道事業竹原公共下水道

三 事業施行期間

平成二年二月八日から令和十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

令和五年広島県告示第六百号の事業地のうち、竹原市竹原町字大王、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、下野町字須方、字阿此比沖、字上阿此比、字中阿此比、字下阿此比地内において事業地を変更する